

議案第 113 号

伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例(平成 23 年伊賀市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の表中「5年間」を「3年間」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。